

貸金業法の域外適用 —東京高判平28.12.12の検討—

弁護士
掘越秀郎



日本と海外との間の金融取引のストラクチャーを検討するに際しては、日本の金融法令の域外適用の有無が問題となるが、依拠できる先例は少ない。その中で、東京高判平28.12.12（判時2349号18頁。以下「本判決」という）は、国家賠償請求訴訟において、原審判決（東京地判平28.5.23同誌同号24頁）とともに、貸金業法の域外適用を肯定しており、金融法令の域外適用に関する裁判所の考え方を示すものとして重要である。また、紛争の事実関係や経緯も、実務上参考になる。本稿では、事実関係および判決を分析の上、関連する論点について検討してみることしたい。なお、本稿で示される意見は、筆者個人のものであり、筆者の所属する事務所のものではない。



1 本件の事案（【図表1】【図表2】）

(1) 原告であるXは合同会社であり、匿名組合の営業者として投資家から匿名組合出資を募り、複数の投資家との間で匿名組合契約を締し、集めた出資金を、韓国において貸金業を営む韓国法人A社に対する貸付（以下「本件貸付」という）の原資としていた。この取引においては、A社からXに対して支払われる利息等が、匿名組合員である投資家に対して分配されるとともに、Xが得る営業者の報酬の原資となっている。Xは、この取引を行うに先立ち、第二種金融商品取引業の登録を行ったが、貸金業登録を行わなかった。

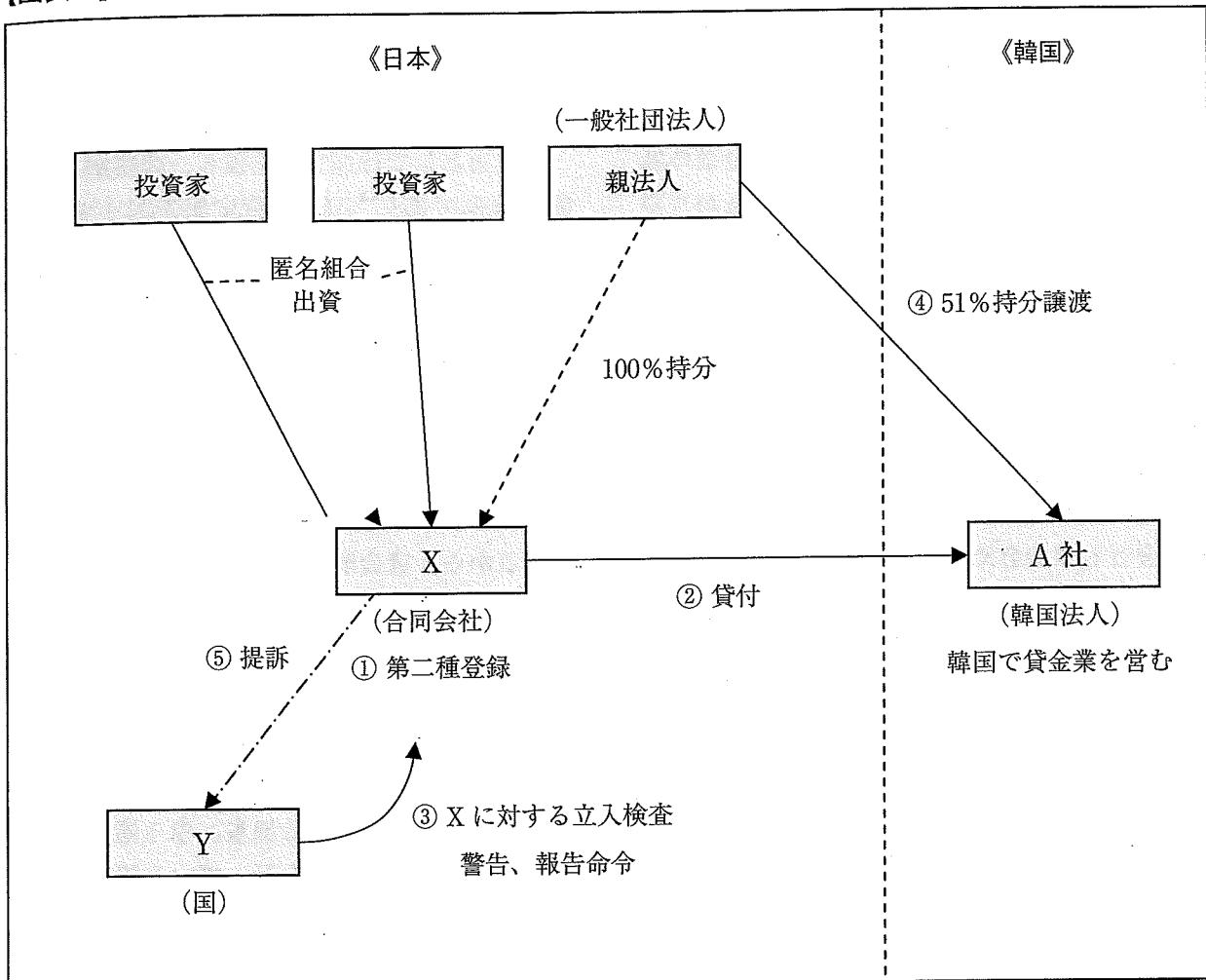
(2) Xは、本件貸付を実施するに先立ち、平成23年10月頃、第二種金融商品取引業の登録の申請に係る事前相談を行ったところ、関東財務局は、Xにおける貸金業登録の要否を問題視し、Xの代理人弁護士（以下「X代理人弁護

士」という）に対していくつかの確認事項につき回答を求めた。これに対して、X代理人弁護士は、同月24日に、Eメールで、日本での貸金業登録をする必要はないものと思料するとの回答を行った。Xは、その後の同月27日に、関東財務局に第二種金融商品取引業の登録の申請を行い、同年11月6日に登録がなされ、Xは同日頃から本件貸付を開始した。同日までに、関東財務局から、X代理人弁護士の回答に対する応答はされなかった。

(3) Xは、平成25年9月に、証券取引等監視委員会による立入検査を受け、Xが貸金業の登録を行うことなく、本件貸付を実施していたことから、平成26年6月以降、関東財務局から業務状況の照会がなされた。これに対してXは、貸金業登録の要否に関して従来と同様の回答を行った。

(4) 平成27年1月に、関東財務局はXに対して、本件貸付が貸金業に該当するため、直ちに

【図表1】スキーム図



【図表2】時系列表

平成23年10月	<ul style="list-style-type: none"> ・ Xが第二種金融商品取引業の登録に関する事前相談 ・ X代理人弁護士が関東財務局からの貸金業登録に関する照会事項に対する回答
同月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Xが第二種金融商品取引業の登録申請を行う。
同年11月6日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Xが第二種金融商品取引業の登録を受ける。 ・ Xが本件貸付を開始
平成25年9月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 証券取引等監視委員会がXに立入検査
平成26年6月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局からXに対する業務状況の照会 ・ Xは従来と同様の回答
平成27年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関東財務局がXに対して警告、報告命令
同年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・ Xの51%持分譲渡が行われ、XはA社の子会社になる。
同月から4月	<ul style="list-style-type: none"> ・ Xが関東財務局に対して報告書を提出

これを取りやめるよう警告した。さらに、本件貸付に関し、事実認識、見直し状況および顧客に対する対応策について書面で報告するよう報告命令を下した。

(5) これに対して、Xは、関東財務局に対し

て、平成27年2月から4月にかけて報告書を提出した。

(6) 平成27年2月26日に、Xの全持分を保有していた一般社団法人（以下「親法人」という）が、その持分の51%をA社に対し譲渡し

(以下「本件持分譲渡」という)、XはA社の子会社となった。その結果、同日以後、本件貸付は、貸金業登録に関する適用除外の対象となつた¹。

(7) その上で、Xは、Xの事業が貸金業の無登録営業に当たるとして、関東財務局長が、警告および報告命令(以下「本件報告命令等」という)を行ったことが違法であると主張し、本件報告命令等の結果、Xが被った損害賠償を求めて国(Y)に対する国家賠償請求訴訟を提起した。

(8) 損害賠償の対象として、本件報告命令等を受けて、Xが事業を継続するために本件持分譲渡を行わざるをえなくなり、XとA社との間に資本関係が生じた結果、匿名組合出資に係る投資家に対して配布していた契約締結前交付書面の改訂に要した費用、本件報告命令等の報告に要した費用、投資家に対する信用が毀損されたことによる損害、および弁護士費用が主張されている。

2 本判決の内容

原審はXの請求を棄却し、本判決もXの控訴を棄却している。なお、Xの上告・上告受理申立ては棄却・不受理決定されている。

(1) 貸金業法の国際的適用範囲

本件報告命令等が違法であったか否か、および関東財務局長の故意・過失の存否に関する以前の、外国法人であるA社のみに対する貸付に貸金業法が適用されるか否かという点(貸金業法の国際的適用範囲)が主要な争点となつた。本判決は、以下の理由に基づき、これを肯定している。

a 「貸金業法は、「貸金業」を、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介で業として行うものをいう」(2条1項本文)と定義した上、貸金

業を営もうとする者には都道府県知事の登録を受けることを求め(3条1項)、無登録営業を罰則をもって禁止している(11条1項、47条2号)ところ、日本国内において金銭の貸付けの一部を業として行っている限り、顧客が国外の借主のみであっても、「貸金業を営むこと(3条1項)に該当するものと解するのが相当であり、このように解することは、日本国内における貸付行為をもって貸金業法の適用対象とらえる考え方(属地主義)にも抵触しないというべきである。そうすると、Xは、日本国内に本店を有し、日本国内において金銭の貸付けの一部である送金行為を業として行っているのであるから、貸金業法にいうところの「貸金業を営む」といはるものというべきである」。

b Xは、「貸金業法の目的が終局的には国内の資金需要者の保護にあるので、国外の資金需要者に対する貸付けは同法による保護の対象でなく、また、同法が域外適用を定めた規定を置いていないことからしても、専ら国外の資金需要者に対して貸付けを行っている限り、その者に貸金業法の適用はされるべきでない」と主張したが、本判決は以下のように判示し、これを排斥した。

「貸金業法は、もとは、「サラ金被害」といわれるような社会的実態の存在を踏まえて、昭和58年にいわゆる議員立法として成立した「貸金業の規制等に関する法律」(昭和58年法律第32号)であるところ、その多くは小口の消費者向け金融であったことから、保護の対象となる借り手としては主に国内の借り手が念頭に置かれていたものと考えられる。

しかしながら、法の文理からは、同法による保護の対象が国内の借り手に限られると解すべき根拠は見当たらず、法の制定後、国境を越えた人や財貨の移動がいっそう盛んになるのに伴い、国外の資金需要者に対して業として貸付けを行う者についても規制を行うべき必要性は顯

1 親会社と実質的支配力基準に基づく子会社で構成される企業グループに属する会社等(会社、組合その他これらに準ずる事業体(外国におけるこれらに相当するものを含む))の間で貸付を行う場合には、貸金業規制の対象外とされており(貸金業法2条1項5号、同法施行令1条の2第6号イ、同法施行規則1条)、子会社の親会社に対する貸付は貸金業登録の適用除外となる。

在化しているというべきである。そして、平成18年法律第115号による改正後の貸金業法がその1条において「貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保」を「資金需要者等の利益の保護」と独立した目的として挙げていることは、このような規制が可能であることを確認的に明らかにしたものというべきである」。

c 「その貸付けの相手方が1社に限られているという点を指摘して、そのような特定の者に対する貸付けのみを行うことは、貸付けを「業として」行うことには該当しない」というXの主張に対しても、本判決は、「貸金業法の上記各目的に照らし、このような場合を適用の対象から除外すべき根拠はないというべきである」と判示している。

d その他、本判決は、消費貸借契約が要物契約であることから、国内での振込は送金の準備行為にすぎず、国内での貸付に該当しない、および国外への貸付を貸金業法で規制することは憲法22条1項に違反するというXの主張をいずれも斥けている。

(2) 信義則違反の有無

本件報告命令等に至る過程に関連して、本件報告命令等につき信義則違反の主張がXからなされたが、以下の理由に基づき本判決は、これを斥けている。

a まず、Xは、「平成23年にXの申請した第二種金融商品取引業者の登録に係る審査の過程において、関東財務局の職員が、本事業の内容を把握した上で本事業が貸金業に該当しないという判断をしたことから、これを信頼して貸金業者としての登録を行わなかったものであるのに、平成26年に本件報告命令等を行うことは、本事業が貸金業に該当しないということに対してXに生じた法的保護に値する信頼を害し、信義則に反する」と主張した。これに対して、本判決は、「Xにおいて日本での貸金業の登録をすることの要否について見解が求められ、(筆者注:X代理人弁護士からの)その必要はないと思料する旨の回答がされた事実こそ認められるものの、関東財務局において本事業が貸金業に該当しないという判断をしたとの

事実も、そのような判断がXに対して表示されたとの事実も認めることができない」としている。

b また、Xは、「貸金業の登録の要否に係る本件担当者からの質問に対しその必要はないと思料する旨を回答した後、関東財務局から追加の質問等がないまま、その約1か月後に第二種金融商品取引業の登録通知が発出されたという事実経過をとらえて、関東財務局が日本の法令に違反する行為を行おうとしている者に対して金融商品取引業の登録を認めることはあり得ないから、上記登録通知が発出された時点において、関東財務局として、Xにつき貸金業の登録が不要であるとの解釈及び判断をしていた」と主張した。これに対して、本判決は、「金融商品取引業者としての登録申請を受理した財務局長等としては、金商法29条の4第1項所定の登録拒否事由が存することが確認されない限り、登録を拒否することができないと解され、財務局長等の金商法上の判断に貸金業法に係る判断」は含まれないと判示している。

c 本判決は、「Xの回答に対して関東財務局…から更に応答がされることのないまま、Xが…第二種金融商品取引業の登録を受け、本事業を開始したという事実関係があり、この間、Xにおいて、権限ある当局によって日本での貸金業の登録の必要がない旨の判断がされたものと認識していたとしても、無理からぬところがある」としつつも、「金融商品取引法と貸金業法とは、その趣旨・目的や登録申請手続を異にする別個の制度であることが明らかであるし、法律による行政が要請されるなかでは、信義則の法理の適用は慎重でなければならない」としている。

3 檢討

(1) 本件の事案の特徴

本件のように、事業者が、複数の投資家から匿名組合出資の方法により資金を集め、これを原資に、貸付事業を行う（以下「本スキーム」という）ことがあり、とくに、近年活発となっているオンライン・プラットフォームで実施さ

れるいわゆる貸付型クラウドファンディングにおいても、本スキームがよく用いられている。商法上の匿名組合出資（同法535条）は、金融商品取引法（以下「金商法」という）上、集団投資スキームとして位置付けられ（同法2条2項5号）、事業者が、匿名組合出資を自己募集するためには、原則として、第二種金融商品取引業者としての登録が必要である（同法28条2項）。

そして貸付を業として行うためには、貸金業者としての登録が必要であり（貸金業法3条）、無登録で実施した場合には罰則がある（同法47条）。貸金業とは、金銭の貸付または金銭の貸借の媒介を業として行うもの（同法2条1項）であり、「業として行う」とは、反覆継続し、社会通念上、事業の遂行とみることができる程度のものをいうと解されており、判例上、反覆継続の意思をもって貸付を行えば足りるとされている²。

また、貸金業登録を受けるための要件は、貸金業法に登録拒否要件として規定されているが（貸金業法6条）、原則として5000万円以上の純資産要件を満たすほか、貸金業務取扱主任者を配置する必要がある等の負担がある。貸金業法施行令には、貸金業登録をしなくとも融資が可能な場合が規定されており、各種取引の検討にあたって、かかる除外事由や上記「業として行う」の該当性が精査されることも多い。

上記の貸付型クラウドファンディングを実施するためには、原則として、第二種金融商品取引業と貸金業の両方の登録を要すると解されている。しかし、本件のXは、匿名組合出資による第二種金融商品取引業の登録は行ったものの、貸付先は韓国法人の1社（A社）のみであることから、貸付先が海外法人のみの場合には貸金業登録は不要と考え、同登録を行わないまま、同社に対する貸付事業を実施した。国はこれに対して異を唱え、Xの無許可営業を理由に、本件報告命令等を行った。これが本件の発端である。

ところで、親法人、A社、Xを支配・運営している事業者（以下「本事業者」という）は、A社を通じて韓国にて貸金業を営んでおり、Xは、資金調達を行った上でA社に融資を行うために本事業者が準備したビークルであった。当初、A社とXは資本関係になかったが、本件報告命令等を受けて、本事業者が、親法人をして、本件持分譲渡を行わせたことにより、XはA社の子会社になった。前掲注1のとおり、貸金業法上、子会社が親会社に対して貸付を行う場合には、貸金業登録を行う必要はなく、本件持分譲渡以後、Xは貸金業法上の登録を受けることなく、本件貸付を行うことができる形となっている（この場合でも、本件持分譲渡よりも前の本件貸付の適法性については問題が残る）。貸付型クラウドファンディングにおいても、匿名組合出資で集めた資金を原資に、営業者が、貸金業登録を行わず、専ら海外子会社に対する貸付事業を行っている実例の存在が指摘されている。

(2) 貸金業法の域外適用

a 域外適用に関する議論の状況

本件の主たる論点である貸金業法の域外適用に関しては、先例となる判例ではなく、学者・実務家の間でもあまり議論されていない。もっとも、金融取引に対する行政法規の域外適用については、金商法の前身である証券取引法（以下「証取法」という）を中心に、金融法委員会が論点整理の上、以下のような考え方を示していた³。

- ① 証取法を中心とする市場規制や、各種の業者に対する業法的な規制には、私法的な法令や刑罰法規とは捉えられない法令が多く存在しており、国際私法や刑法の場所的適用範囲の理論とは別の考慮が必要となる。
- ② 証取法の適用範囲について、これを明示的に定める規定は存しないが、属地主義により画されると解するのが一般的であり、

2 上柳敏郎=大森泰人編著『逐条解説 貸金業法』52頁（商事法務、2008年）。

3 金融法委員会「金融関連法令のクロスボーダー適用に関する中間論点整理—証券取引法を中心に—」。

証取法で規定される行為の一部でも国内で行われれば、証取法を適用できる。

- ③ 属地主義を基本としつつも、それでは証取法の目的を十分に達成できない場合には効果主義を加味してその適用範囲を拡大することもありうる。効果主義の観点から考慮すべき要素として、保護法益の種類、重要性、当該行為による法益侵害性の強さ、実効性のある形で規制を及ぼす場合の社会的コスト、関連する他の国（法域）による規制との調和が挙げられている。
- ④ 他方、立場によっては、効果主義を勘案した結果、属地主義による適用範囲を限定するアプローチもありうる。
- ⑤ 証取法の適用範囲を検討する際には、証取法に含まれる各種規定をいくつかの規制類型ごと（業者規制・取引規制・付隨規制）に分けて考察することが便宜である。
- ⑥ 業者規制（証券業登録制のような業者の選別と監督を目的とする業者監督ルール）に関して、行為の一部が日本で行われた場合には、属地主義に基づいて証券法を適用し、証券業登録を要求することが考えられる。
- ⑦ 証券業登録制の目的が、最終的には国内の投資家保護にあるにしても、そのための制度的保障としての有価証券市場における取引の公正と流通の円滑の確保にも存することからすれば、営業拠点を国内において活動する場合は、証券業登録を要求することに一定の理由がある。

かかる金融法委員会の考え方を踏まえて、金商法の域外適用に関して、「内一外」取引類型については、主觀的属地主義（=行為の結果が領土外で発生しても、その行為が領土内で行われていれば、当該国の法令を適用するとの考え方）が該当するという見解がある⁴。そして、かかる金商法に関する考え方を踏まえ、「個別具体的な事情による」という留保を付しつつも、クロスボーダーのキャッシュ・ブーリング

において、資金融通を行う一方の当事者が国内で行為を行っている場合には、貸金業法の規制の対象となる可能性が高いとして、貸金業法の域外適用リスクを指摘する見解も存在していた⁵。

b 本判決の理論構成

本判決は、貸金業法の業者監督ルールとしての性質に着目し、金融法委員会が、証取法の域外適用に関して示した上記の考え方によく似た理論構成を採用して、貸金業法の域外適用を肯定しているといえる。まず、本判決は、貸金業法が貸金業者に登録を求め、これに違反した者に対する罰則規定があることを挙げ、これを理由に、日本国内において行為の一部を業として行う者に対して貸金業法の適用があるとする。「属地主義にも抵触しないというべき」と判示しており、属地主義そのものという表現ではないが（これは後述のとおり、属地主義のみならず、効果主義的な考え方をも採用しているからのように思われる）、少なくとも、貸金業法の行政法規の側面に着眼して、属地主義的な考え方を採用しているように思われる。本判決において「日本国内において行為の一部を業として行う」の内容は必ずしも示されていないが、Xが、「日本国内に本店を有し、日本国内において金銭の貸付けの一部である送金行為を業として行っている」ことを理由に、貸金業法の適用が肯定されている。

さらに、本判決は、域外適用を肯定する積極的理由として、貸金業法の目的について言及している。貸金業法の目的が終局的に国内の資金需要者の保護にあるというXの主張に対して、文理上保護の対象は、国内の借入人には限定されない旨述べた上で、同法の目的として、借入人保護とともに、貸金業を営む者の業務の適正な運営の確保が列挙されていることから、規制は国内取引に限定されないという考え方を示しており、金融法委員会が示した上記③や⑦の考え方方に類似している。

前述のとおり、効果主義を勘案して、属地主

4 松尾直彦「金融商品取引法の国際的適用範囲」東京大学法科大学院ローレビュー6巻282頁。

5 有吉尚哉ほか「キャッシュ・ブーリングに関わる法的論点整理」本誌1957号73頁。

義の適用範囲を限定する考え方（上記④）もあるが、本判決では、効果主義を属地主義の適用範囲を正当化する根拠として用いており、上記③の考え方によく似ている。本判決は、属地主義的な考え方と、効果主義的な考え方の両方に基づき、域外適用を肯定しているように思われる。

他方、域外適用が肯定される事例の射程は必ずしも明確ではないように思われる。本判決が示した規範において、(a)日本国内に本店を有するものの送金行為を海外で行う場合や、(b)日本国外に本店を有し送金行為を国内で行う場合に、「日本国内における行為の一部を業として行う」として域外適用されるのか、必ずしも明らかではない⁶。とくに、貸付型クラウドファンディングにおいては、貸付のプラットフォームがオンラインである以上、本店がどの国に存在するかはあまり重要ではないように思われる。

なお、本判決が、貸金業法の保護の対象は、文理上、国内の借入人に限定されないと判示した点の当否は検討の余地があるよう思われる。海外の借入人の保護は、まずは当該国の法規制にゆだねればよいようにも考えられるからである。規制を正当化する根拠として重要なのは、属地主義と、国内で業務を運営する者の適正化の要請の点と思われる。

本判決において、裁判所が、貸金業法の域外適用を明示的に肯定したことは実務上意義があるが、前掲注1にも記載した、貸金業登録規制の除外範囲を定めた貸金業法施行令1条の2第6号イは、「外国におけるこれらに相当するものを含む」という文言により親子関係のある国内法人と外国法人との間の融資取引等を貸金業規制の除外事由として明記していることから、かかる除外事由に該当しない国内法人の外国法人に対する融資取引は貸金業法の規制対象であり、域外適用は貸金業法上もともと予定されて

いたとも思える。むしろ、今後、行政法規の域外適用について、裁判所が、本判決を踏まえて、属地主義的な発想と効果主義的な発想の両面から検討の上、結論を導く可能性があり、この点が今後の実務上の重要な指針になるように思われる。

(3) その他の貸金業に関する論点

a 公衆性

本件では、貸付の相手方が専ら海外法人であるのみならず、1社に限定されていることによって「貸金業性」が否定されるかが争われている。前述のとおり、「業として行う」とは、反覆継続し、社会通念上、事業の遂行としてみることができ程度のものをいうと解されており、最高裁は、従来から、貸付の相手方が不特定多数であること（公衆性）の要件は不要という立場を採っている（最大判昭29.11.24刑集8巻11号1860頁、最二小判昭30.7.22刑集9巻9号1962頁）⁷。貸付の相手方が海外法人1社であった本件においても、本判決は、例外を認めることなく、最高裁の結論を踏襲している（原審判決は、上記昭和30年最高裁判決を引用している）。

b 複数化・匿名化との関係

なお、本判決では明示的に問題になっていないが、平成26年以降、本スキームを用いた貸付型クラウドファンディングにおいては、行政指導により、借入人は複数とし、かつ、投資家との関係でこれを匿名にするよう求められている⁸。本スキームにおいて、投資家は貸金業登録を行わないことが前提になるが、複数化・匿名化が図られないと、投資家が潜脱的に貸金業を行うことになるおそれがあるという理由に基づく⁹。この行政指導については合理性がなく、借入人を匿名とすると投資対象が不明確になり、クラウドファンディングの使い勝手を悪

6 (b)に関する指摘として、本判決の匿名コメント（判時2349号20頁）参照。

7 上柳=大森編著・前掲注2・52頁。

8 西村あさひ法律事務所編『ファイナンス法大全(下) [全訂版]』933頁（商事法務、2017年）。

9 規制改革推進室「クラウドファンディングについて」（平成30年2月27日）規制改革推進会議第16回投資等ワーキング・グループ資料1-6。

くしているという批判も存在する¹⁰。

もっとも、事業者が自らの海外子会社に対して貸付を行う場合には、貸金業登録は不要であり、投資家との関係でも複数化・匿名化は要求されないように思われる¹¹。これを本件に即して考えると、(本件持分譲渡前の) X の A 社のみに対する貸付は平成26年より前に行われたものであるが、「複数化」の要請に反していたものであり（ただし、当局による域外適用の主張や、本件報告命令等の背景がこの点にあったのかは本判決からは明らかではない）、本件持分譲渡により「複数化」の要請は消失したことになる。

(4) 信義則違反の主張

X は、本件報告命令等が出された経緯に関する不満を理由に、信義則違反を主張している。上記のとおり、X は、平成23年10月に第二種金融商品取引業の登録に関する事前相談をしていた関東財務局からの貸金業登録に関する照会に対して回答後、同登録を受け、平成26年6月以降の照会・回答を経た後の、平成27年に関東財務局から本件報告命令等を受けている。警告を受けたことから、貸付事業を継続するために、X は貸金業登録が不要な形とするべく本件持分譲渡を行う形で問題を解消したものの、当初の照会から警告がなされるまで3年以上が経過しており、この事実関係からすると法的安定性が大きく害されている点は否定できない。本判決も「権限ある当局によって日本での貸金業の登録の必要がない旨の判断がされたものと認識していたとしても、無理からぬところがある」と一定の同情を示している。

しかし、本判決は、信義則違反の適用可能性を否定していないものの、本件につき、法的保護に値する信頼が害されたという評価をせず、金商法と貸金業法とは、その趣旨・目的や登録申請手続を異にする別個の制度であることが明

らがであり、信義則の法理の適用は慎重に行うべきとの理由から、信義則違反に基づく損害賠償請求を認容しなかった。

これは、事業に必要な許認可の要否の確認および取得は、当事者のリスクで行う必要があり、当局の担当官に見解を述べて、直ちに異議がなかったからといって、黙示的回答がなされたことにはならず、その信頼に対する法的救済を受けることは難しいことが確認されたという評価が可能である。相談窓口になる担当官に決定権限があるとは限らず、事前相談を行っても、当局内部での検討に時間を要する等の理由で、直ちに回答がなされない場合もよくある。事業を開始する前に事前相談を行うことの当否やいわゆる「やぶ蛇リスク」が議論されることもあり、本件の事実関係からはこのようなリスクが実際に存在することが確認された形にもなった。

とくに、本件のような登録の要否について解釈に疑義があり、担当官とやりとりを開始している場合には、担当官からの明示的な異議がないことに依拠して営業を開始することはリスクを伴う。本件は本件持分譲渡による子会社化により事業の継続が可能なケースであったが、かかる措置を講じることができなければ廃業せざるをえず、取引関係者を含め、より大きな損害となる。したがって、このような場合、担当官からの明示的な最終確認を取得しておくべきということになる。

ほりこし ひでお／西村あさひ法律事務所
1998年弁護士登録。2003年ニューヨーク州弁護士登録。西村あさひ法律事務所パートナー。
主な業務分野は、金融取引・国際金融法務。
著書として『ファイナンス法大全〔全訂版〕
〔上〕（共著、商事法務、2017年）等。

10 平成30年6月17日付日本経済新聞によれば、金融庁は、この匿名化のプラクティスを改め、同年中に、借入人の企業名や事業内容の情報開示を可能にする旨をファンドの運営会社や業界団体等に通知することである。貸金業法の解釈への影響も注目されるところである。

11 西村あさひ法律事務所編・前掲注8・933頁参照。